

第 16 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 29 年 3 月 13 日 (月) 開会時間 午後 1 時 31 分
閉会時間 午後 2 時 34 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 塩澤 浩 永井 学 杉山 肇
早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 河西 敏郎

議 題 一 パブリック・コメントの意見に対する考え方について
二 条例案について

会議の概要 パブリック・コメントの意見に対する考え方について、委員長案のとおり了承された。
議会基本条例の委員長案について討議を行い、委員長案を検討委員会の案とし、山梨県議会基本条例案検討委員会設置運営規程 第 4 条に基づき、議会改革検討協議会に報告することを了承された。
なお、議会改革検討協議会への報告に当たっては、逐条解説の作成の必要性についても報告することとした。

質疑、討論

早川委員 5 頁、一番下ですね。29 条の 2 番で、2 年ごとに組織を設置するというのは、改革協も含めた中で、改革協もあるし、新しい組織もあるしという解釈で、必ず設置するというものではないですね。

前島委員長 私の方で解説させていただきますが、その精神は皆さんがこの委員会でもかなり力を入れて議論したことで、毎年というご意見もあったり、2 年ぐらいいろいろなご意見があった。その中で 2 年というところに全体的にご意見があったわけですが、実は改革協という組織があります。この改革協には 4 人以上の会派の代表しか入れないということですが、我々の議会は常時会派の変更の歴史を繰り返す中で、無所属の方や一人という方々がいます。そういう方々のことを展望すると、改革協という組織があるからということだけではやはりなじまないのではないかという議論の中で、やはり検討委員会をここに設置をしたらどうか、その前はワーキングチーム、あるいはグループを編成するという言い方があって、いろ

いる改革をするときには諮問機関として、改革協とは別にこういう形で作ってききました。固定的な言い方ではなくて、検討組織を設置するという形の構えを条文の中に、固有名詞を入れない方がよいとの解釈で、検討組織を設置するというやり方で2年ごとに検討していくという流れでご理解をした方がいいのではないかと。今の改革協はその上でなお不備な点があったら、いろいろチェックをしてもらってもよいし、また、改革協がかわってやってもよいし、とにかく改革協があるから改革協でやるということになると固有名詞になってしまうので、検討組織を設置するというやり方で、担保してきたとこういうことです。

杉山委員 今の話の確認ですが、検討組織については、新たに組織をつくるのか、または改革協に組織としてゆだねるのかということも含めてですよね、いずれにしても条文に2年に1回、この条例について検討すると。組織については新しく組織する場合もあるし、それはそのときの議員の話し合いでということ、2年に一回この条例について議論してもらおうということですね。

前島委員長 杉山委員の解釈のとおりで、弾力性を持つ意味からも検討組織を設置する、固有名詞を入れない、どういう名前になるかもわからないし、あるいは改革協がかわってやるかもしれないし、ということでご理解いただきたい。改革協という名前を入れようと、4人以上の会派しか構成しないということになるので、そうすると無所属やもろもろ会派の方々をあげての議論にならないので、そこを担保させていただいた。

山田委員 委員長のご意見を伺いたい。2頁の議会の運営原則のもともとの案には「その手続きは別に定めるものとする」とありましたが、今回の委員長案ではなくなっております。しかし、資産等の公開には「別に定めるところにより」とあり、また、政務活動費には新たに「交付手続き等は、別の定めによる」という文言が追加されております。議会の運営原則にあった「手続きは別に定めるものとする」が消えた意味を教えてください。

前島委員長 ここのところについては、「所信を述べるものとする」ということで、「その手続き別に定める」との文言については削除させていただいた。私が提案していたのは、別で定めるというのは、ここに書いてなくても、議会運営全体についての議会運営委員会があって、その場でその手続きは必然的に行われるものと理解しているので、これはあえて入れなくてよいのではないかと考えて整理しました。

山田委員 そうなると、この4頁の政務活動費のところ、「交付手続き等は、別の定めによる」というのがプラスされているが、こちらの方はどうして入れる必要があるのかお伺いします。

前島委員長 政務活動費については条例があり、交付手続きを含め条例で規制しています。議会運営の部分と整合性がないのではないかとありますが、議会運営の部分はどのようなやり方をするのかは決まっていますが、政務活動費については、既に交付手続等は条例が定められているということで、別の定めによるいたしました。

小越委員 前回のときも前文にパブコメや意見聴取会で一番出ていた意見が入っておらず、委員長案に期待していましたが、前文が全く変わっておりません。このことについて、どうしてなのか、まずお伺いします。

前島委員長 前文を変えていないとのご意見であります。もちろん公聴会やパブコメでさまざまな意見をききました。全体的にこの条文が過去、現在、将来にわたって、適切な文言としてですね、前文はしょっちゅう変えるものではないし、その事象なり、一事件を文章化することではなくて、ある程度長期にわたって存在できる前文の文言としておきたいとのことで、小越委員のご意見にはなじまないところがありますが、ご理解いただきたい。

小越委員 第 12 条、3 頁、議員の役割、ここは「努めるものとする」が「努めなければならない」に変わっております。次の政治倫理のところも「議員は、品位の保持及び政治倫理の向上に努めるものとする」が「努めなければならない」に変わっております。次の資産の公開も「しなければならない」に変わっております。しかしながら、政務活動費のところは、私は何度も言いましたが、「常に透明性の確保に努めるものとする」ではなく、「努めなければならない」とするべきであります。

また、28 条、議会の資料要求のところ、「知事は、前項の求めに対し、速やかにその対応に努めなければならないものとする」が今回は、「速やかに対応するよう努めるものとする」となっており、「ねばならない」が消されております。先ほど配られたパブリックコメントの「審議資料を原則配布する」との意見に対して、「資料は可能な限り配布しております」と書いてありますが、今日も全く配られておりません。知事は資料をその求めに対して「努めるものとする」とのことで、弱くなっています。そうすると、資料を開示しなくても、知事の都合でよくなってしまいます。どうして、ほかのところは「ねばならない」となっているのに、どうして資料要求と、政務活動費は「努めるものとする」と緩くなっているが、どうして「ねばならない」から「ものとする」に変えたのでしょうか。

前島委員長 このことについては委員長もなやんでいろいろ議論しましたが、既に義務化されている「やらなければならない」ということについては、「ならない」という風に強弱をつけたというふうにご理解をいただきたいと思っています。既にこの条例に定めるもののほか、「用途の透明性の確保に努めるものとする」という形で、条例で定めており、そのところは既に決まっております。義務となっているので、そこは「努めなければならない」との文言にして、強めの意味で「ならない」との文言にしました。ただ、統一性についてはなやみを持ちながら、いくつか「ならない」となっていて、いくつか「ものとする」とのことで事務方とも話し合ったり議論した経過がありますが、強弱という判断だと思っていただきたい。

小越委員 では、この 28 条の議会の資料要求のところを、知事が議会に対して説明の提供を求めたときに、「知事は速やかにその対応に努めなければならないものとする」をわざわざ、「対応するよう努めるものとする」とゆるく変えたのか。パブリックコメントの返事で「資料は可能な限り配布しております」とされていますが、ぜんぜん配布されておりません。このままいきますと、知事は議会が要求しても努めるようしたけど、できなかつたとなってしまうので、こここそ「努めなければならない」とするべきであるが、なぜ、「努めるものとする」とゆるくしたのでしょうか。

前島委員長 そのところは、説明しにくいですが、できるだけ執行部は議会に対し法に定める書類については、提出しなければならないことになっています。しかし、そこにまた自治法に定める執行権があり、資料に対してはかなりの制限があります。執行権を保持する執行者に対する自治法の中で規制されている部分もあります。例えば、今、東京で 100 条委員会が行われています。100 条委員会が行

われる場合には、かなりの領収書とか、あるいは経過の記録とか、あるいは議会が求めるものについては、相当のものを出さなければなりません。しかし、恒常の議会の中にあっては決められた資料の範囲であると、資料は全てを出すということは執行権者の立場で保証されているものがあり、全部出させることはできないということです。

小越委員

そうではなくて、「努めなければならない」というのと「努めるもの」とはぜんぜん違います。「努める」というのと全部出せとはまた違うと思います。議会の中では情報公開の基本理念があります。議会は議会改革に関する情報公開を積極的に推進するとわざわざ書いてあります。それを知事の側が情報公開を自分たちで「努めるものとする」とゆるくするのは反すると思います。私は、ここは、なぜわざわざ今まで「ねばならない」を「努めるものとする」と変えたのか理由がわかりません。ということは、当局がやりたくないと言えば、情報をぎゅっと縛られることになります。今日も資料が配られていませんし、ますます狭めるようなことをするのはよくないと思うので、せめてここは、努めなければならないものとする。28条をなぜこうするのか意味がわかりません。

もうひとつ聞きたいのはその前の22条です。ここも意味がわかりません。青い線が引かれている意見の公募ということで、「議長は、議員又は委員会が県の政策に関する条例を制定しようとする場合は、当該議員又は委員会の申出に基づき、あらかじめ、当該条例の案及びこれに関連する資料を公表し、広く県民の意見を求めるものとする」これが1項で、2項で今回は「議員及び委員会は、前項の意見について、提出された当該条例案にできる限り配慮するものとする」となっています。その前は、「議員及び委員会は、前項の申出を条例立案するときは、提出した当該条例の案について寄せられた意見をできる限り配慮するものとする」と書いてあります。こここのところは整理がわからない。新しく委員長が出された「前項の意見」とは何を指して意見と言っているのか。右側のところかというと、まず、条例立案してほしいとの申出があると、それに対しての寄せられた意見と考えるのか、それとも今回はぜんぜん違って、「前項の意見」とはどういうことを指すのか、条例を変えてくれとの意見なのか、それとも県民の意見なのか、よくわからないので、ここを説明してください。

前島委員長

これは、意見公募というところで、議員又は委員会が条例を制定するということに、当該議員又は委員会の申出に基づき、あらかじめ当該条例の案及びこれに関連する資料を公表して広く県民に意見を求めるもので、パブリックコメントをやったり、全国的にめずらしいやり方である公聴会を開いたりするというところで、寄せられたという言葉が削除されていますが、文言が変わっているだけで中身は変わっておりません。提出された条例案でできる限り配慮するとしていて、結びは同じなのでご理解いただきたい。

小越委員

確認ですが、「前項の意見について」は、県民の意見ということでよいでしょうか。

前島委員長

そのとおりです。

小越委員

今日配られたのは委員長案の前の後ですので、委員長の案のところを変えたところしか配られていないので、そうでないところは前と同じということだと思いますが、今日配られたパブリックコメントの第19条、県民参加の推進のところの請願及び陳情については、今までと全く変わっていないと思います。パブリックコメントで出された請願人の意見陳述のところ、それに対する議会の考え方

として、請願及び陳情については山梨県議会会議規則において、委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができることとしておりますので、こうなりますと、紹介議員しか話ができなくて、請願人は意見陳述ができないということパブリックコメントで答えてしまっています。私は、これは不的確だと思います。県民参加の推進であるのであれば、第 19 条(3)に県政の課題について、必要に応じて県民の意見を聴く機会の設置、(2)に政策提案ととらえた誠実な処理とあります。であれば、第 19 条のところに、今日は出されていませんが、私は前から言っていますが、請願人の陳述の機会を保證するとか、請願人の発言の機会を与えるとか、そういう文言を入れるべきと思いますが、今回の委員長案に入っていないのはなぜでしょうか。

前島委員長 請願、陳情については、いろいろと議員の立場からいろいろ事を伺ったり、口頭で話をすることは通例やってきていますが、ただ、請願については、紹介議員があって、委員会へ付託をされている訳であります。その過程の中で紹介議員の方が請願提出者の心を代弁して委員会で述べていただくというのが、通例、これまでやってきたやり方です。議会制民主主義という原点からすれば、これが正当のあり方だと思っています。全ての議会へ請願者が発言を求めていくことを日常化することは非常に難しいと思います。ただし、委員会が3分の2以上で請願を改めてきこうという発議があった場合には、議員でなくても請願者の発言をすることができますが、それは3分の2以上の同意を得て対応させていただくものであります。通常、議会制民主主義ですから、我々が住民を代表して構成しているのですから、そこへ請願を届ける、そしてそれに対して主旨に賛同し、紹介議員となり、委員会で審議をする中で請願者に代わって請願者の考え方を述べていただくことが保証されているので、ご理解いただきたい。

小越委員 そうはいつでも、常任委員会は同時並行しているので、紹介議員がその委員会に入ることが必ずしもなっていないし、他の県議会でも、紹介議員以外に請願人に陳述する機会を与えることはできますので、こういう書き方をすると、そもそもできなくなることは不適切だと思います。最後に第 21 条の会議等の公開ですが、今回変わっておりません。パブリックコメントにもありましたが、本会議、委員会の傍聴に当たり審議資料を原則配布ということが全く書かれていません。第 2 項に、「議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする」とありますが、資料については可能な限り配布しておりますとあるが、今日も配布されていない。どうして、「原則」とか「できる限り」とか、審議資料を配付すると 21 条に書かないと、今日のような事態で配布されないままでは、傍聴者が何をやっているのかわからないので、県民に開かれた議会にはならないので、私は第 21 条に、委員長案に「原則として資料を配付する」と入っていないのが非常に残念であり、委員長案に「原則として資料を配付する」と入れるべきと考えます。

前島委員長 まだ素案の段階を超えていないので、そういう点で資料を全面的に解禁することは、やはり審議経過との関連から恐縮しているわけであり。出せない部分もあるので、ご理解いただきたい。

杉山委員 基本条例については、基本理念をうたって、具体的なことは、会議規則などあるわけであり。そこを基本条例に沿って会議規則などをあわせていけばよいと思う。さらに言えば、具体的な資料を出せとかについては、逐条解説に書くべきであります。条例には原則をうたうことが本来のありようだと思います。資料をうたうとかは別の規則や逐条解説にゆだねるべきだと思います。

- 小越委員　　だったら県民に対する議会の考え方も変えないと、これが逐条解説になってしまうと「資料については可能な限り配布しております」ということで、「原則配布」ということが逐条解説の中にいきいきしません。さっきの請願の話もそうですけど。だったら県民に対する議会の考え方の文言を変えていただかないと逐条解説がこのまま行くとぜんぜん違う方向に行ってしまうと思います。パブリックコメントの議会の考え方を改めていただきたい。そうしないと逐条解説がここま行ってしまうと思います。そう思いませんか。
- 前島委員長　　資料については、現在でも可能な限り配布していると思います。ただ審議途中のものについては、審議過程を尊重していただきたいので、配布できない場面があるということでご理解いただきたい。
- 早川委員　　28条についてですが、議会が自分たちの権利を弱める必要はないと思うし、知事側が自治法で書類を出せないものであれば断れるので、議会の精神、姿勢として、これは弱める必要はないと思いますので、私は、「努めなければならない」の方がよいと思います。
- 前島委員長　　今、早川委員から、28条2項の前の原案は「努めなければならないものとする」としていましたが、「努めるものとする」とすることは、ちょっと引いているのではないか、前回の方がよいのではないかというご意見がありました。実は議論をした経過があります。皆さんからのご意見を聞いて決めてよいことと思うのでご意見をお願いします。
- 上田委員　　文章の中には、「努めなければならない」ということと、「しなければならない」義務、もう少し弱い感じで言う「するものとする」という3つのバリエーションでやっていると思います。小越委員からもありましたが、28条の2項は、「対応に努めるものとする」とありますが、その前が「対応に努めなければならないものとする」ということで、これは我々の精神論というか、人によって考え方も違うかもしれないが、義務として強くやるのか、それとももうちょっとひいた感じでやるのか、そういうことだと思しますので、皆さんの意見をきいて決めてもよいのかなと思います。
- 前島委員長　　このことについて、前の素案では、「知事等は、前項の求めに対し、速やかにその対応に努めなければならない」という強めになっています。今度の場合は「知事等は、前項の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする」とあるから、かなり引けているような感じかもしれません。その点は、議会で決めることですので、我々の方が自覚をし、認識をして、委員長としては元の原案に修正することに異議ないが皆さんにご理解いただければ、その方向でどうでしょうか。
- 小越委員　　私が発言した時の委員長の答えと、今の委員長の答えがなぜ違うのかと思いますが、「ねばならない」にしなければ、私たちが知事に対して対等、平等ではないし、議会側の資料請求権はある訳で、「ねばならない」とするのか当然であります。ここだけ「ものとする」にわざわざ変える理由はないし、「ねばならない」にしないと、情報公開をいかに進めていくのかと合わないので、「ねばならない」にするのが当然であります。
- 前島委員長　　複数の方からご意見が出ているので、そこところは気持ちは変わらないところありますが、文言を踏まえるときに、「努めなければならないものとする」となっていたものが、それに対してやわらなく「努めるものとする」はちょっと引け

たような解釈されることがあるかもしれないとのことで、皆さんの賛成がいただければ前の 28 条の原案でいきたいと思いますがいかがでしょうか。

渡辺委員 予算を調製したとき、あるいは施策の策定、変更したとき、当然、議会として資料を求めることは当たり前のことです。皆さんが言うように前の方がよいと思います。

杉山委員 前の文章だと「速やかにその対応に」と入っている。「その」がちょっと余計で、やはり修正した文の最後のところに「努めなければならない」の方がわかりやすいし、すっきりすると思います。

前島委員長 それでは整理して、「知事等は、前項の求めに対し、速やかに対応に努めなければならないものとする」にすることでいかがでしょうか。

上田副委員長 「速やかに対応に」では変なので、「速やかな対応に努めなければならない」ということだと思います。

前島委員長 それでは事務局からもう一度読み直すように。

田辺調査監 28 条第 2 項を読み上げます。「知事等は、前項の求めに対し、速やかに対応するよう努めなければならないものとする」

前島委員長 「ならない」で切りますか、それとも「ならないものとする」にしますか、どうでしょうか。

杉山委員 今言ったとおりでよいのではないのでしょうか。

(「ならない」がよいとの声あり)

前島委員長 それでは「ならない」ということで強めの文言にしておきます。他に何かありますか。

上田副委員長 先ほどのパブコメのところで、小越委員が言った 21 条です。県民の方に意見を出していただき尊いご意見でありますので、答えは「資料については可能な限り配布しております」ではなく「可能な限り配布してまいります」でよいのではないのでしょうか。実際問題、可能な限り影響がない範囲でやっている訳ですから、せっかくご意見いただいたものに対し、「配布しております」と木で鼻をくくったようなかっこうではなく、やっているのだから「配布してまいります」と方向を出した方がよいと思います。特に社会の混乱するような情報が出たことによって混乱するようなことがあれば、当然差し控える訳であるし、出してよいものであれば出しているのだから、今後ご意見をいただいたら「可能な限り出していきます」のほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

前島委員長 もう一回整理しますが、「資料については可能な限り配布してまいります」という形でコメントに答えていくという考え方でよろしいでしょうか。

山田委員 意見に対する議会の考え方として、「資料については可能な限り配布してまいります」というふうを書くのであれば、ここに「可能な限り配布します」と条文に入れても問題ないのでないでしょうか。

前島委員長 「配布してまいります」でよろしいでしょうか。

山田委員 議会に対する考え方を皆さんに公表するのに、「可能な限り配布してまいります」というふうに書いて公表するのであれば、条例文の中に「可能な限り配布します」と入れてもよいのではないかと思います。

杉山委員 先ほどの繰り返しになりますが、基本的に具体的な資料とかは別途になります。基本条例にうたうのであれば資料だとか具体的なことではなくて、例えば「県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し」と入っています。この条文を受けて会議規則だとかを修正し、具体的な資料の配布とかを入れていく。具体的に基本条例に入れ込んでいくとわかりづらくなるので、条例には基本的なものだけを入れて、会議規則等に資料の配付なりをうたっていけばよい。それば基本条例のあり方だと思います。

小越委員 今「できる限り配布しております」というふうにはとても言えないような状況なので、私はここにわざわざ書く方がこれからの議会基本条例として議会の目指す方向として審議をわかりやすく県民の皆さんにするために、ここに配布しているというふうに、そちらがそう言うのであれば、審議資料は原則配布すると書けば、なおさらより議会は開かれたというふうにわかるので、そんなに難しいことではなく、書けばよいと思います。その方が私たちの決意もわかりますし、入れた方が、県民にとってはわかりやすいし、議会基本条例の情報を公開して県民に開かれたと意思が通じるので書くべきだと思います。

前島委員長 これは、「まいります」と「します」と「いたします」と3つの分類だと思いますが、パブリックコメントに対する議会の考え方は「可能な限り配布します」でも私はよいと思います。資料については、「可能な限り配布しております」を改めて「配布します」と「してまいります」とどちらがよいでしょうか。では「まいります」でいきたいと思います。他にありますでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

前島委員長 かなりご意見があり、皆さんに確認してもらった感じがします。それでは委員長案を本委員会の案としたいと思いますが、これにご異議ありますでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

小越委員 私はこの議会基本条例案に反対します。反対の理由はいくつかありますが、この議会基本条例をつくるに当たっては、1年前の流会の原因を調査した調査特別委員会の中で、議会基本条例の制定をということが全会一致で確認されました。そこが出発点であるにもかかわらず、この議会基本条例案の前文には、そのことが一言も触れられていません。中でも、意見聴取会、パブリックコメントでそこが一番言及すべきだと書いていたにもかかわらず、それが書いてありません。そのことが、この議会基本条例の魂でもあることが、抜け落ちていることが最大の反対の理由であります。

また、当初の議長案にあった反問権、議員の発言の保証のことも書かれていません。最も注目されている1つである政務活動費について、「透明性に努める」にとどまり、「努めなければならない」と書いてありません。

また、議長の立候補制に近いことが入りましたが、議長の任期を、曖昧なままにして、議長のいわゆるたらい回しができるようなことになっています。

請願の陳述を否定するような発言もあり、県民に開かれた議会基本条例になるという姿勢がなかなかみられません。また、請願人については、直訴であるというような時代錯誤も甚だしい意見もあり、私は非常に怒りを感じています。

この議会基本条例は、後発県であります。山梨県独自のものが少なく、このままでいくと県民に開かれたものとなっていないと思います。私はアンケートに多くの方々から、住民に県議会が開かれていない、県民にわかるようにしてほしい、まじめに責任を果たしてほしいという、この期待に応えるような議会基本条例にこのままではなっていないと思うので、私は、この議会基本条例の委員長案に反対します。

杉山委員　この検討委員会は、今回で十数回委員会を重ねて、委員がそれぞれ意見を述べあって、前島委員長のもと、集約してきたということだと思います。今日のまとめようとする案に対しても、私なりの考えは、基本条例であることから、もっと基本理念など基本的なことにして、細かいところはもっとすっきりしたものにするべきだという考えはあります。ただ自分の考えが入らないから反対だということになると、10人いれば10人の考え方があって、それこそいつまでたってもまとまらなくなります。今大事なことは、大局に立ってこの条例案を一步前に進めることが県民の声だと思うし、私たち議員の役割だと思います。したがって、委員長案に対して賛成します。

前島委員長　小越委員へ改めて委員長から見解を述べますが、今日委員会としての案を皆さんに決めていただき、この後、改革協に上げていくという手続きになるので、小越委員から反対の意見があったことを、少数意見であっても添付してあげたいと思っています。ここの場では、採決というやり方はとらない方法で、いずれ小越委員は本会議で上程されたとき、小越委員として反対の討論という立場になっていくと思いますので、いわゆる公式なところで、小越委員の所信を述べていただくことがベターな方法と考えます。委員会で小越委員から反対の意見があったことを、改革協へ伝えることとし、ここでは審議過程なので、委員長として起立採決はとりたくありませんがいかがでしょうか。

小越委員　今、杉山委員の言った、私の意見が通らないから反対しているという言い方は、非常に不愉快であります。意見聴取会、パブリックコメントで県民の皆さんからこのようにたくさんの意見が出されているのを、私は県民の代表として意見を言っているのであり、私の個人的な発言ではありません。県民の皆さんから負託された議員の一人として、県民の声を代表して言っているつもりであり、私一人の意見ではないと思っています。ここで私が言っている意見をぜひとも議会改革検討協議会、そして全員協議会でこういう意見があったということを必ず言ってもらいたい。私は、委員の一人としてここで全員が賛成して、総意したとなると、県民の皆さんに私の責任を果たすことができません。県民の代表として意見を言っているのだから、しっかりとこういう反対意見があったと言うことを必ず今回は言ってもらいたい。よろしくお願いします。

前島委員長　そんなことをご理解いただき、検討委員会なので採決はとらず、小越委員の意見については改革協に伝えたいと思います。なお、小越委員においては、本会議に上程されたときに見解を述べることでお願いしたい。

山田委員　私は、議会基本条例は、なるべくすっきりした条文になるのがよいと思います。それを担保していくためにも条例制定後の逐条解説を作成していくことがしっかりと約束されてこない、なるべくここをすっきりするという担保にならないの

で、そこを再度確認願いたいと思います。

前島委員長 山田委員から、附帯決定の条件として逐条解説の策定をしていただきたいとの提案がありましたがお意見はありますか。

上田副委員長 全体的な構想をつくったのが基本条例で、これはこれでよいとは思いますが、すぐに逐条解説をつくる方向で検討していただきたい、検討する必要があることを附帯決議のような形で付け加えて、改革協に申し述べた方がよいと思います。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長 山田委員、上田委員のご意見のとおり、逐条解説の作成を速やかに対応していただくことを附帯することについて全会一致で確認しました。また、委員長案を本委員会の案とする件は、お諮りしたとおり決定しました。本委員会は調査検討が終了したときは、議会改革検討協議会へ報告することとされていることから、本日決定した条例案を議会改革検討協議会へ報告したいと思います。ご了承願います。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松